

# 市民課からの お知らせ



## 市民課の窓口延長

神崎市庁舎（本庁）では、毎週（平日）火曜日は、午後7時まで窓口業務を行っています。

○取り扱う業務

- ・住民異動届（転入・転出・転居など）
- ・住民票の写しの発行
- ・戸籍謄本・抄本の発行
- ・戸籍の附票の写しの発行
- ・身元（分）証明書の写しの発行
- ・印鑑登録・印鑑登録証明書の発行
- ・印鑑登録証明書の発行は、必ず印鑑登録証（カード）を持参してください。
- ・外国人登録原票記載事項証明書の発行
- ・パスポート申請・交付
- ・国民健康保険関係
- ・資格取得（転入・社保離脱・出生等）、資格喪失（転出・社保加入・死亡等）
- ・乳幼児医療費助成、就学前医療費助成、葬祭費助成各申請受付
- ・後期高齢者医療関係
- ・75歳到達 転入 転出 死亡での資格得喪、葬祭費各申請受付

## 時間外の戸籍届出受付について

現在、神崎市役所、脊振総合支所では、時間外に戸籍届出（婚姻・出生・死亡など）の受付を行っています。千代田総合支所でも戸籍の届出ができるようになりました。

平日の時間外、土・日・祝日・年末年始などにご利用できます。

## 印鑑登録証の切替えについて

旧町村（神崎町・千代田町・脊振村）発行の印鑑登録証を「神崎市印鑑登録証」へ切替えを行っています。手続きの際には、「旧町村発行の印鑑登録証」と新登録証受取用の「認印」をご持参ください。

各総合支所の市民福祉課でも切替えを行っています。



▲神崎市印鑑登録証

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課  
☎ 37-0116

## 国民年金保険料と納付方法について

平成22年度国民年金保険料・・・月額 15,100円

毎月の保険料は4月上旬に送付される1年分の「納付書」で、翌月の末日までに金融機関（ゆうちょ銀行を含む）または、コンビニエンスストアで納めてください。また、口座振替等もご利用できます。

### 前納制度について

保険料は1年分または6か月分など、定められた月数について前納すると割引になります。平成22年度の1年分の保険料を納付書で平成22年4月30日（金）までに前納すると177,980円となり、年間3,220円の割引になります。

また、毎月納める場合も月々の保険料を「口座振替の早割」で納期限より1か月早く納付すると年間600円（月額50円）の割引になります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

日本年金機構佐賀年金事務所 ☎ 31-4191  
神崎市役所 市民課 ☎ 37-0115

## 国保に 加入するとき やめるときは 14日以内に届出が必要です！

次のような場合は届け出を

- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・他の市町村へ転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき
- ・国保の被保険者が死亡したとき など

届出をしなかったり、遅れたりすると…

加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければならなくなったり、保険証がないため、その間にかかった医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

手続きの際は、保険証や印鑑のほか届け出の内容により必要となるものがありますので、お問い合わせください。（総合支所でも手続きができます。）

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課 ☎ 37-0115

■保険料の計算方法（平成22年度・23年度）

$$\text{年間保険料 (限度額50万円)} = \text{被保険者均等割額 1人あたり 47,400円} + \text{所得割額 被保険者に係る基礎控除後の総所得金額} \times 8.8\%$$

※平成20年度・平成21年度の保険料率と同じです。

後期高齢者医療制度では、法律により2年ごとに保険料率を決定しています。保険料は、被保険者一人あたりいくらと決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額となり、対象となる被保険者の方全員に納めていただきます。

## 後期高齢者医療制度保険料のお知らせ

世帯の所得状況(総所得金額等)	軽減後の額(年額)	軽減割合
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯	4,700円	9割軽減
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯	7,100円	8.5割軽減
「基礎控除(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」を超えない世帯	23,700円	5割軽減
「基礎控除(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	37,900円	2割軽減

■所得の低い方等への保険料の軽減  
 (1) 被保険者均等割額  
 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が次のいずれかに該当する場合、被保険者均等割額が軽減されます。

(2) 所得割額

所得割を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額等)が58万円以下の方(年金収入のみの場合の例としては、年金収入153万円から211万円までの被保険者)は、5割軽減となります。

(3) 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割は課されず、均等割が9割軽減(年額4,700円)となります。

■保険料の納め方

(1) 年金の受給額が年額18万円以上の方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。

① 年金からのお支払い

2か月ごとに払われる年金からお支払いいただきます。

ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合は、納付書または口座振替でのお支払いとなります。

② 口座振替によるお支払い

被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの振替によりお支払いいただけます。

市民課で納付方法変更の手続きが必要です。

世帯主、配偶者等の方の口座からのお支払いの場合、これらの方の社会保険料控除となりますので、世帯としての所得税・住民税が減額となる場合があります。

(2) 年金の受給額が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替で、保険料をお支払いいただきます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市民課  
 ☎ 37-0115  
 佐賀県後期高齢者医療広域連合  
 ☎ 64-84476

### 後期高齢者医療保険料、国民健康保険税について

平成22年度後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、6月に平成21年中の所得により本算定を行い、平成22年度の年税額を決定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

■特別徴収(年金天引き) ... 4・6・8月は、平成22年2月と同額を暫定で天引きするようになります。6月に保険料・保険税確定後、10月から差額を期割させていただきます。

特別徴収の中止の申し出をされた方は、含まれません。

■普通徴収(納付書・口座振替) ... 6月に保険料・保険税が確定してから3月までの10期に分けて納入していただきます。

◎問い合わせ先 神崎市役所 市民課 ☎ 37-0115、税務課 ☎ 37-0114

# 65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

平成22年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況等によって7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

## ■特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成22年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成21年度2月と同額を天引きするようになります。

## ■普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは平成22年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成21年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成22年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

## ■平成22年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している人。または、世帯全員の住民税が非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額 × 0.5	月額 2,146 円 (年額 25,752 円)
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.5	月額 2,146 円 (年額 25,752 円)
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、第2段階に該当しない人	基準額 × 0.75	月額 3,219 円 (年額 38,628 円)
第4段階	世帯に課税者がいる場合に本人の住民税が非課税の人で、前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が 80 万円以下の人 ※通知書等での標記は、特例第4段階となります。	基準額 × 0.91	月額 3,906 円 (年額 46,872 円)
	世帯に課税者がいる場合に本人の住民税が非課税の人で上記以外の人 ※通知書等での標記は、第4段階となります。	基準額	月額 4,292 円 (年額 51,504 円)
第5段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が 125 万円未満の人	基準額 × 1.16	月額 4,979 円 (年額 59,748 円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人	基準額 × 1.25	月額 5,365 円 (年額 64,380 円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	基準額 × 1.5	月額 6,438 円 (年額 77,256 円)

◆4月2日以降に65歳になる方へ  
介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は、「普通徴収」となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達からおおむね6カ月後からとなります。



\*口座振替が便利です  
手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

## ■介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料を減免する等の制度があります。また、保険料段階が第3段階の方を対象とした減免制度もあります。

第3段階の方を対象とした減免申請は、7月下旬から受け付けます。市役所または総合支所の介護保険窓口か佐賀中部広域連合で申請してください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 高齢障害課  
3710111  
佐賀中部広域連合  
4011135

有料広告

有料広告

### 和田記念病院 (内科・消化器内科・通所介護)

佐賀県神崎市神埼町尾崎 3780 ☎ 0952-52-5521 FAX 0952-53-5567

### 介護老人保健施設うぶすな (入所・短期入所・通所リハビリテーション)

#### うぶすな居宅介護サービス

佐賀県神崎市神埼町永歌 1021 ☎ 0952-52-8990 FAX 0952-52-3290

### 和田医院 (内科・胃腸科内科・小児科)

佐賀県神崎市神埼町神埼 293 番地 ☎ 0952-52-2021 FAX 0952-53-3993

### ごんどう耳鼻咽喉科 (耳鼻咽喉科・アレルギー科)

佐賀県神崎市神埼町田道ヶ里 2226-1 ☎ 0952-55-7001 FAX 0952-55-7002





# おたっしゃ本舗

地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）の担当地区が4月1日から変更になりました。お住まいの地区のおたっしゃ本舗にお気軽にご相談ください。



おたっしゃ本舗は、介護に関する相談だけでなく、健康、福祉、虐待防止、権利擁護など高齢者の暮らしにかかわる様々な相談や問題に対応する総合相談窓口です。

センター名	変更前	変更後	所在地・問い合わせ先
おたっしゃ本舗 神埼	神埼・西郷地区	神埼町	神崎市役所 高齢障害課内 ☎37-0111
おたっしゃ本舗 神埼南	千代田町	千代田町	千代田総合支所 市民福祉課内 ☎34-6080
おたっしゃ本舗 神埼北	脊振町・仁比山地区	脊振町	脊振総合支所 市民福祉課内 ☎59-2005



平成21年度のいきいき大学は2月25日で全13回の講座を修了しました。最後の講座は「青春の歌・心の歌・思い出の歌」と題して、九州龍谷短期大学の水頭順子教授のバイタリテイあふれる音楽の授業が行われました。声の出し方、顔の表情の作り方を身振り手振りで明るく指導され、会場は終始、歌と笑顔で満たされました。閉校式では、實松信子学長（市教育長）から54人のパーフェクト賞（皆勤賞）と316人の修了証が授与されました。最後に、来年度も健康でいきいき学びましょうと誓い合って閉校しました。

## いきいき大学

60才からの学びの舎

7回以上出席して、修了証を受け取られていない方は、次の窓口で預かっています。平成22年度の受付は、4月1日（木）から開始します。受講を希望される方は、5月20日（木）の開校式までに手続きを済ませましょう。

### ○手続窓口

脊振公民館、神崎市中央公民館  
千代田総合支所内 社会教育課

### ◎問い合わせ先

神崎市教育委員会 社会教育課  
☎44-2731



▲パーフェクト賞を受賞された皆さん

有料広告

## 司法書士 松永・福田事務所

司法書士 松永 横子  
司法書士 福田 良嗣

神崎市神埼町本堀3187番地3

☎ 0952-53-5105

FAX 0952-53-2713

## 窯出し展示会 第12回 烽(とびひ)展

※ 期間中は呈茶席やお楽しみ抽選などがあります



場所: 白の隈窯

日時: 5月3日(月)~5日(水)

午前10:00~午後6:00

勝田文博 神崎市神埼町尾崎4555-1 TEL0952-53-3018

有料広告

# 「固定資産課税台帳」の縦覧・閲覧について

固定資産税は、市民税と並ぶ市の財政を支える「柱」として、重要な役割を果たしています。固定資産の評価額が適正かどうかを確認できる制度として、縦覧・閲覧制度があります。

＊縦覧とは・・・

自己の資産とほかの固定資産の評価額を比較することで、評価額が適正かどうかを確認することができる制度です。

【縦覧できる方】

神埼市内に土地・家屋を所有している固定資産税の納税者

【縦覧期間】

4月1日(木)から

5月31日(月)まで

(土・日・祝日を除く)

＊閲覧とは・・・

自己所有の固定資産税の基礎となる価格などが登録されている「固定資産課税台帳(名寄帳)」の内容を確認することができます。

【閲覧できる方】

固定資産の所有者(納税義務者)、借地借家人等

【閲覧期間】

4月1日(木)から通年

(土・日・祝日を除く)



- 場所
  - 神埼市役所 税務課
  - 千代田総合支所 市民福祉課
  - 脊振総合支所 市民福祉課

- 持参するもの
  - ・印鑑
  - ・本人確認ができる公的身分証明書(運転免許証など)
  - ・代理人の場合は、委任状および代理人の公的身分証明書(運転免許証など)
  - ・借地借家人等の場合は、賃貸契約書など(有償の賃貸借で対象となる土地・建物が明確なもの)

◎問い合わせ先

神埼市役所 税務課  
☎ 3710114

# 狂犬病予防のため注射を受けましょう

今年度も次の表のとおり集合注射を実施します。

注射はどの会場でも受けられます。犬の体調の良い日にお連れください。

- 手数料
- ・新規登録犬 6,050円/頭
- ・2回目以降 3,050円/頭

- 持参品
- ・通知書(登録犬のみ)
- ・手数料
- ・ふんを持ち帰る袋

○対象となる犬  
生後91日以上の犬

《お願い》

登録した犬が死亡、または人に譲った場合は、次の窓口まで届け出をお願いします。

◎問い合わせ先

- 神埼市役所 保健環境課  
☎ 3710112
- 千代田総合支所 市民福祉課  
☎ 444265
- 脊振総合支所 市民福祉課  
☎ 591211

## 狂犬病予防注射日程表

日程	場所	時間
15日(木)	千代田町 JA 境野支所	10:00 ~ 11:30
	JA 千歳支所	13:30 ~ 14:30
16日(金)	千代田総合支所	10:00 ~ 11:30 13:30 ~ 14:30
	神埼町	JA 仁比山支所前
JA 西郷支所駐車場		13:30 ~ 15:00
神埼市役所西車庫		9:30 ~ 11:30
神埼市役所西車庫		13:30 ~ 15:00
24日(土)	神埼市役所西車庫	9:30 ~ 12:30
27日(火)	脊振総合支所	11:00 ~ 11:45
	田中バス停前	10:00 ~ 10:20
	一番ヶ瀬上(製材所)	10:40 ~ 10:55
	鳥羽院山荘	11:10 ~ 11:25
	鹿路公民館	11:40 ~ 11:50
	脊振総合支所 政所公民館	13:30 ~ 14:40 14:50 ~ 15:20

- ・病気、妊娠など健康状態がよくない飼犬は、必ず注射前に獣医師に相談してから、予防注射を受けてください。
- ・犬の登録(一生に1回)と狂犬病の予防注射(1年に1回)は、「狂犬病予防法」で義務付けられています。

有料広告

お電話くださればお伺いします。

行政書士 **榎 繁美**

日本行政書士会登録番号 05410974

神埼市神埼町志波屋3627  
電話53-1747 携帯090-8836-5630

※行政書士には守秘義務があります。  
お気軽に連絡ください。

有料広告

**たたみ ふすま 障子**  
畳はその日に仕上げ出来ます  
見本を持って伺います

へりなし畳・和紙畳・薄畳できます  
(畳表・畳縁・襖紙選べます)

**納富商店**

☎ 0120-53-2883

JR神埼駅  
至 佐賀 至 鳥栖  
至 唐津 至 国道34号  
神埼市神埼町田道ヶ里2354-10 (駅通り)

## 神崎市子育て支援センターだより



神崎市では、「神崎市子育て支援センター事業」を通じ、子育て支援、遊び場の提供、育児相談等に取り組んでいます。

神崎市内にお住まいの子育て中の親子であれば、どなたでも参加できます。

### \* ひだまりの会 \*

\*参加を希望される方は、3日前までに申し込みください。(電話可)

#### 親子触れ合い遊び

親子で手遊びや歌遊びをして、楽しく触れ合しましょう。

○と き 4月15日(木)  
10:00 ~ 11:30

○と ころ 千代田町保健センター

○対象年齢 2歳~



#### ニコニコ・スキンシップ

親子で楽しくスキンシップ・いっぱい楽しく過ごしましょう。

○と き 4月28日(水)  
10:00 ~ 11:30

○と ころ 千代田町保健センター

○対象年齢 0歳~1歳



#### <子育て相談について>

子育てについて迷ったり...誰でもありますよね。

電話や窓口等で受け付けています。どなたでも気軽にご相談ください。

○とき 月~金曜日(祝日を除く)9:00 ~ 16:00

#### ◎問い合わせ先

神崎市子育て支援センター  
(千代田町保健センター内)  
☎ 44-4908

### 神崎市地域審議会の 委員を募集します

合併により行政区域が拡大し、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるということから、合併後も地域住民の声を施策に反映させるための地域審議会の委員募集を行います。

地域審議会では、それぞれの区域における新市建設計画の変更や執行状況などについて、市長の諮問に応じて審議し、答申したり、必要と認める事項について審議し、市長に対して意見を述べたりします。

○募集人員 各町3人

○委員の任期 2年

○応募資格

市内在住で満20歳以上の方

○応募締切日 4月14日(水)

○応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、提出してください。

○応募用紙設置場所

・神崎市役所 市長公室

・各総合支所 総務企画課

・市のホームページ

◎提出・問い合わせ先

神崎市役所 市長公室

☎ 37-0102

応募書類は、各総合支所総務

企画課窓口でも受け付けます。

企画課窓口でも受け付けます。

#### 100円宅地定住者募集

ふるさと定住宅地造成事業「100円宅地」の定住者を募集します。



○募集期間 4月1日(木)~5月7日(金)

○場 所 脊振町広滝字勝陣

○区 画 1区画

○面 積 409.32㎡(123坪)

○貸 付 料 1坪当たり月100円  
(支払期間は、15年間)

○貸付期間 契約締結日から譲渡を受ける日まで  
(譲渡は転入の日から15年経過後)

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室 ☎ 37-0102

#### まちづくりの市民活動 支援します

市民の主体的な参画によるまちづくりを推進していくため、市民の自主的かつ公益性のある活動を行う団体に補助金を交付し、支援します。

例えば、

- ・地域のイメージアップを図るもの
- ・地元産品を活用し、地元産業の活性化を図るもの
- ・地域の自然及び歴史環境を活用したもの など

○補助金の額

・補助対象経費の2/3以内とし、20万円を限度  
(ただし、予算の範囲内とする)

・1団体への補助は3年間を限度

○応募締切日 4月30日(金)

○申請書設置・提出先

- ・神崎市役所 市長公室
- ・各総合支所 総務企画課

補助対象団体としての条件があります。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 市長公室 ☎ 37-0102

